

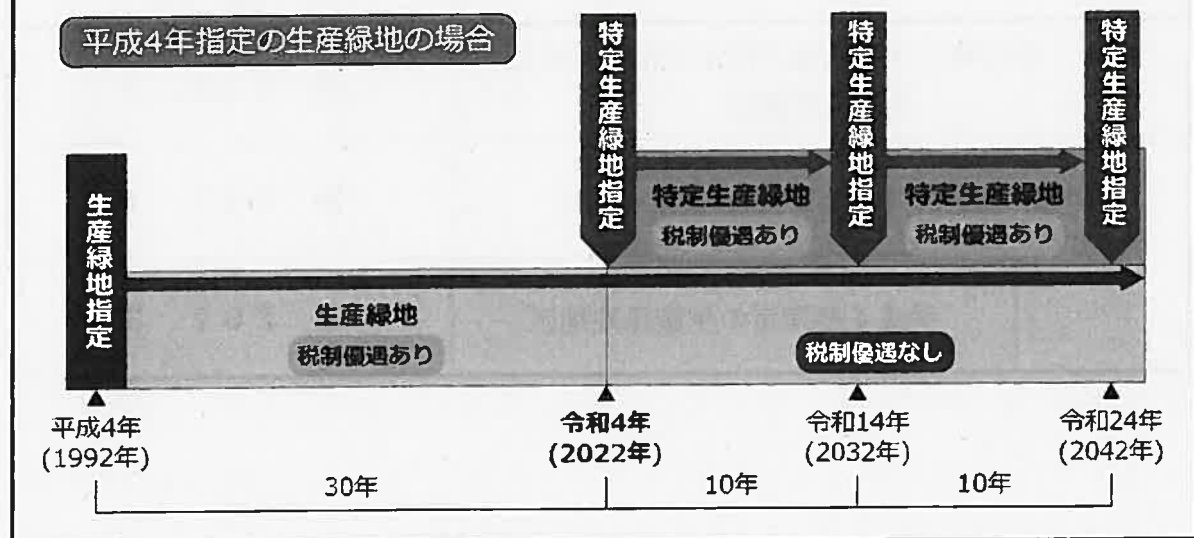
案件4 特定生産緑地について

(1) 関連議案

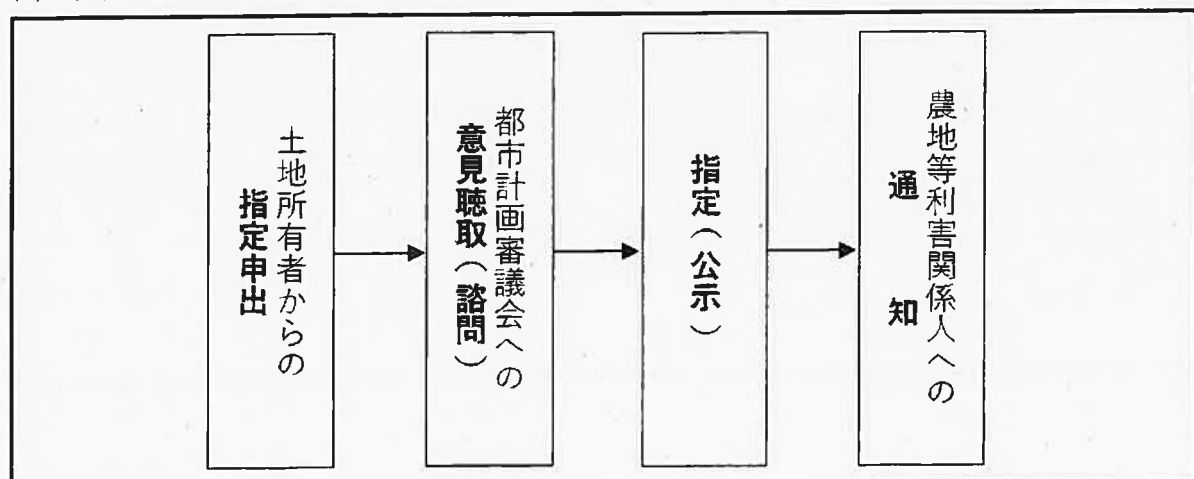
第15号議案 特定生産緑地の指定（諮問）

(2) 特定生産緑地制度の概要

- ・制度創設の背景として、平成28年の都市農業振興基本計画により、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換された。
- ・生産緑地地区は指定後30年が経過すると、買取申出が可能になるとともに税制優遇が受けられなくなる。
- ・特定生産緑地制度では、指定後30年が経過する生産緑地地区は、所有者の意向をもとに特定生産緑地に指定することで、その後も税制優遇が継続する。
- ・特定生産緑地の指定は、10年毎の更新となる。



(3) 特定生産緑地指定までの流れ



(4) 今後の手続き

- ・今回手続きの対象となる平成4年に指定した生産緑地地区について、早期から指定申出を受けて特定生産緑地の指定を推進するため、令和2年から令和4年にかけて都市計画審議会に諮問する。

令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
都市計画審議会 諮問	都市計画審議会 諮問	都市計画審議会 諮問	特定生産緑地 スタート

(5) 令和2年の特定生産緑地の指定申出

ア 指定申出の概要

区 分	面 積 (ha)
令和2年に特定生産緑地の指定申出を受けた 生産緑地地区	約 113.3
(参考) 現在指定している生産緑地地区	約 247.4
平成4年指定の生産緑地地区	約 207.3

イ 行政区別内訳

(面積 : ha)

行政区	令和2年に 特定生産緑地の 指定申出を受けた 生産緑地地区	(参考) 現在指定している生産緑地地区	
			平成4年指定の 生産緑地地区
千種区	約 0.1	約 0.2	約 0.2
北区	約 5.9	約 13.8	約 10.9
西区	約 3.6	約 7.1	約 6.5
中村区	約 4.6	約 8.9	約 8.0
瑞穂区	約 0.7	約 1.8	約 1.6
中川区	約 15.0	約 56.4	約 44.8
港区	約 5.0	約 14.0	約 9.9
南区	約 0.9	約 2.3	約 2.2
守山区	約 19.7	約 40.5	約 35.3
緑区	約 27.8	約 48.7	約 42.0
名東区	約 3.7	約 7.2	約 5.4
天白区	約 26.3	約 46.5	約 40.6
合計	約 113.3	約 247.4	約 207.3

(注) 1 東区、中区、昭和区及び熱田区には、生産緑地地区の指定はなし。

2 端数処理のため、面積の合計は一致しない。